



帆走指示書

1 適用規則

本大会は、2009-2012年国際セーリング競技規則（以下「競技規則」という。）に定義された「規則」を適用する。レース公示と帆走指示書に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先する。

2 競技者への通告

競技者への通告は、宮城県閉上フィッシャリーナ研修棟前に設置された公式掲示板に掲示される。この場合、音響信号1声とともに陸上信号柱にL旗を掲揚する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のレースのスタート予告信号の60分前までに公式掲示板に掲示する。

4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、宮城県閉上フィッシャリーナ休憩所棟東側の信号柱または屋上に掲揚する。

4.2 D旗が音響信号1声とともに掲揚された場合、選手は直ちに出艇申告を行った後レース・エリアに向かうこと。

最初の予告信号は「D」旗掲揚の20分以降に発せられる。出艇申告は「D」旗掲揚の15分以内に行うこと。

選手は「D」旗が掲揚されるまで陸上を離れてはならないことを意味する。

4.3 D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみ該当信号が適用される。

4.4 帆走指示書6.1に示された個別のレースに対してAP旗は掲揚されない。予告信号予定時刻の20分前までにD旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期される。

4.5 B旗が音響信号1声とともに掲げられた時は、「抗議受付を開始した。」、また降下した時は、「抗議受付を締め切った。」ことを意味する。

5 海上で発せられる信号

旗の種類と信号は、以下のとおりとする。

AP旗+H旗	AP旗+A旗	RRSレース信号に定められたそれぞれの意味に、「全艇直ちに帰港し、帰着申告を行うこと」という意味を加える。（RRSレース信号の変更）
N旗+H旗	N旗+A旗	
クラス旗の上に掲揚された場合には、そのクラスのみ適用される。		

6 レース日程

6.1 実施するレースの数は、OPツーマンは8月7日午前中1、午後1、8月8日午前中1の合計3レース、その他のクラスは6レースとし、日程は次のとおりとする。

8月7日（土）	ミニホッパー級	第1レース予告信号	9：25
	シーホッパー級SR		
	OP級（小学生・中学生）	第1レース予告信号	9：30
引き続きレースを行う。1日に行われるレース回数はレース委員会の裁量により決められる			



8月8日(日)	ミニホッパー級 シーホッパー級SR	当日の最初のレースの予告信号 9:25
	OP級(小学生・中学生) 引き続きレースを行う。ただし、12:01以降に予告信号は発せられない。	当日の最初のレースの予告信号 9:30

6.2 引き続き行われるレースの予告信号時刻はAP旗の掲揚・降下の方法により定める。

7 クラス旗

クラス旗は、下記を用いる。

シーホッパー級SR	シーホッパー級SR旗
ミニホッパー級	シーホッパー級SR旗
OP級ワンマン(小学生・中学生)	OP旗(白地に黒)
OP級ツーマン	OP旗(白地に赤)

8 識別旗

OP級ワンマン小学生のヨットは、レース委員会で用意したビニール紐をスプリットポールにつけなければならない。

9 レース・エリア

レース・エリアは開上沖で、別図1(レース海面図)に示す通りである。ただし、海面状況により当日のレース・エリアを変更することがある。また、OP級ツーマンについては内海面をレース・エリアとすることがある。

10 コース

10.1 レースコースは、別図2に示すとおりとする。

10.2 レース艇の帆走すべきコースは、以下のとおりとする。

シーホッパー級SR	S - 1 - 2 - 3 - 1 - 3 - F
ミニホッパー級	
OP級(小学生・中学生)	S - 1 - 2 - 3 - F
OP級ツーマン	S - 1 - 2 - F

11 マーク

11.1 マーク1、2、3は、アラビア数字で1、2、3と表示された黄色の円筒形パイとする。

11.2 OP級の第1マークは、赤色の円筒形パイとする。

11.3 スタート・マーク及びフィニッシュ・マークは、オレンジ色旗を掲げたポールとする。

11.4 帆走指示書9によりツーマンのレース・エリアを変更した場合のマークは、アラビア数字で1、2と表示された赤色の丸いパイとする。

12 スタート

12.1 スタートは、以下の手順によって行う。

時間	信号	旗	音声
スタート5分前	予告信号	クラス旗を掲揚する。	1声



スタート4分前	準備信号	P旗・I旗又は黒色旗を掲揚する。	1声
スタート1分前	1分前信号	P旗・I旗又は黒色旗を降下する。	長音1声
スタート	スタート信号	クラス旗を降下する。	1声

※次にスタートするクラスがある場合、その予告信号は、先にスタートするクラスのスタート信号と共に、又はその後に発する。

- 12.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ色旗を掲げたポールまたはマストとポートの端のスタート・マークの間とする。
- 12.3 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。この項は規則A4.1を変更している。
- 12.4 スタート予告信号が出されていないクラスの艇は、スタート・エリアから十分に離れ、スタート信号が出されているクラスの艇を避けなければならない。

13 黒色旗規則の適用に伴う掲示

競技規則 30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合又は中止信号が発せられた場合、同「黒色旗規則」に違反した艇のセール番号はスタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇の後部に掲示される。

14 コースの次のレグの変更

競技規則 33 に従い、コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク（またはフィニッシュ・ライン）を新しい位置に移動する。この変更は、マークがまだ新しい位置になくても、先頭艇がそのレグを始める前に信号が発せられる。移動したマークを回航後に回航するマークは、コースの形状を保つために更に信号を発しなくとも、新しい位置に変更することができる。

15 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したレース委員会の信号艇のオレンジ色の旗を掲げたポール又はマストとフィニッシュ・マークとの間とする。

16 タイム・リミット

各クラスとも競技規則 28.1 に基づき、かつ競技規則 30.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、10分以内にフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」として記録される。この項は、競技規則 35 とA4.1 を変更している。

17 抗議と救済の要求

- 17.1 抗議書は、レース・オフィスで入手できる書式に記入のうえ、当日の各クラスの最終レース終了後 60 分以内にレース・オフィスに提出しなければならない。
- 17.2 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行うものとする。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締め切り時刻後30分以内に公式掲示板に掲示される。
- 17.3 競技規則 66 の当事者による審問再開の要求はできない。
- 17.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、競技規則 61.1 (b) に基づき通告するために、公式掲示板に掲示する。



18 得点

- 18.1 規則A4の低得点方式を適用する。
- 18.2 大会が成立するためには、1レースを完了しなければならない。
- 18.3 艇のレースの得点は、OPツーマンは完了したすべてのレースの得点の合計、その他のクラスは6レース成立した場合には最も悪い得点を除外する。

19 申告

- 19.1 出艇及び帰着申告は、選手本人がその都度、申告書に署名して行う。
- 19.2 レースに出場しない場合は、責任者がリタイア報告書を提出すること。
- 19.3 リタイアしようとする艇は、すみやかにレース海面を離れ、リタイアの意志を近くのレース委員会の艇に伝えなければならない。また、リタイアした艇の乗員は、帰着後ただちに、レース・オフィスにある帰着申告書に署名し、リタイア報告書を提出しなければならない。やむを得ず、レース委員会の艇にリタイアの意志を伝えることができなかった場合は、未伝達の旨をリタイア報告書に記入して提出すること。
- 19.4 各申告の手続きに誤りがあった場合は、ペナルティーを課せられるものとする。ペナルティーは帆走指示書17.4のPTPとする。

20 安全規定

- 20.1 艇の乗員は、離岸から着岸の間、十分な浮力を持つライフ・ジャケットを着用していなければならない。ただし、衣服の着脱にたずさわる短時間の場合は、これを除く。
- 20.2 レース艇は、救助又は曳航のため直径6mm以上、長さ5m以上のパウラインを搭載すること。
- 20.3 選手が救助を求める時は、救助する船に向かって手を大きく広げ横に振り、意思表示すること。
- 20.4 レース運営サイドで危険と判断した場合には、選手の意思に関係なく救助することがある。
- 20.5 帆走指示書20.1及び20.2に違反した選手は、その違反が認められた日の全てのレースの結果に対し、5点のペナルティを与える。

21 サポートボート

- 21.1 サポートボートの使用は、陸上本部において所定の用紙に記入し、申告することによりこれを認める。
- 21.2 サポートボートは、最初にスタートするクラスの準備信号から全てのレース艇がフィニッシュするか、レースが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レース・エリアを離れること。
- 21.3 海上で救助要請があった場合は、全て救助船として協力すること。

22 環境への配慮

- 22.1 レース艇からのごみ等の投棄を禁止する。
- 22.2 帆走指示書22.1に違反した選手は、その違反が認められた日の全てのレースの結果に対し、5点加算のペナルティを与える。

23 無線通信

緊急の場合を除き、艇は、レース中無線通信を行ってはならず、全ての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

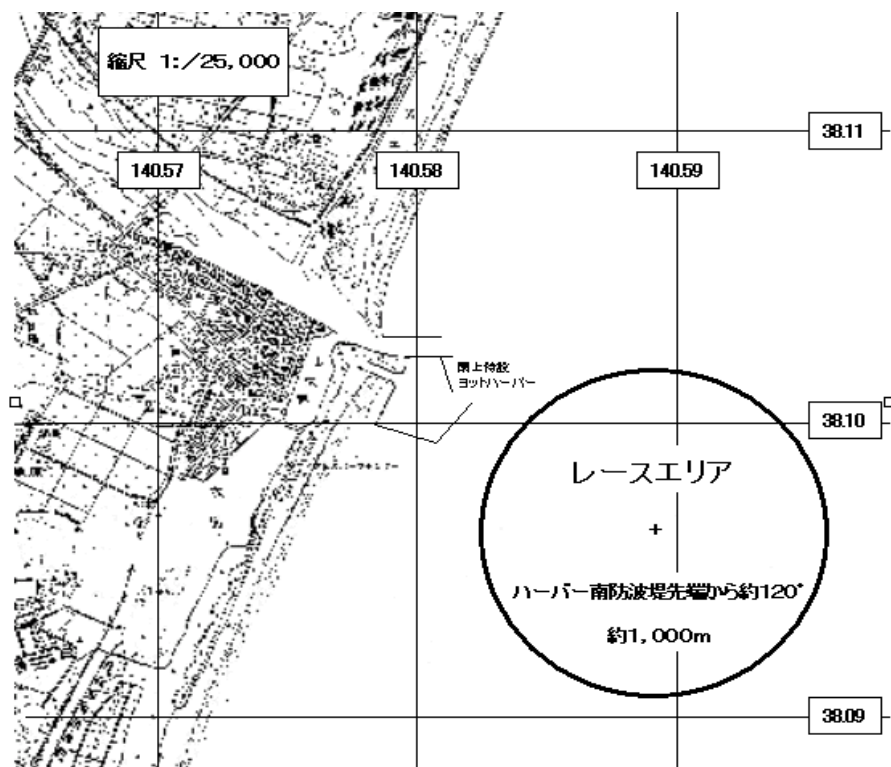


24 責任の所在

24.1 選手は、自らの責任において大会に参加すること。

24.2 主催者は、大会の前、期間中、後に発生した物品の損傷または参加者に（陸上または海上で）発生した障害、死亡等に対しての一切の責任を負わない。

別図1（レース海面図）



別図2（レースコース図）

